

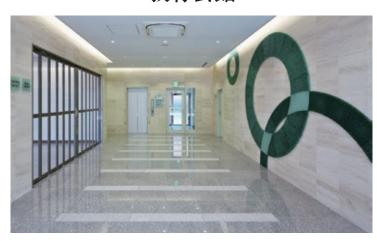


### 2014/8 No.99 目次

平成 26 年度定時総会(決算総会)開催される		3-4
組織		5
新任常務理事の抱負		6
新任理事の抱負・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		6
新賛助会員の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		7-8
2014年 (第23回) AP展 活動報告	業務運営委員会 副委員長	塩田 真吾9-10
栃木県建築課からのお知らせ		11-12
税務シリーズ No.20 平成 26 年度税制改正	久保井会計事務所	久保井一臣13-14
コラム 女性にもてるためのワイン講座(1)	広報・渉外副委員長	新井 孝15-16
建賠保険オプション特約と加入義務化	<b>衛日事連サービス</b>	中川 孝昭17-18
コラム 餃子事件を受けて改めてセキュリティ設計につい	て 技術研修副委員長	大髙 宣光19-21
協会日誌 2014.4~2014.6		22-23
JAAF-MST 2014		24-25
編集後記		26

## 表紙紹介

## 一般社団法人 栃木県自動車整備振興会 教育会館



本施設は、築 44 年を経て老朽化し、先の大震災で多数の被害をうけた教育センターの建替えとして建設されました。外観は、門型フレームの中にアルミサッシのグリッドパターンを構成し、軽快で落ち着きのある表現としています。

次世代車の技術研修や情報交換の場としての機能を備えるため、誰でもがわかりやすいシンプルな平面構成となっています。また、南面の大開口部には Low-E ペアガラス、照明は全て LED を採用するなど環境に配慮した建物となっています。

1 階エントランスホールの壁面には自動車廃ガラスを リサイクルし、車社会の過去・現在・未来を象徴したモニュメントを設け、利用する方々の心を和ませる空間と なっています。

株式会社鈴木公共建築設計監理事務所

# コラム

## 餃子事件を受けて改めてセキュリティ設計について

技術研修副委員長 大髙 官光

#### あの後に起きたこと

2013年12月農薬混入が発覚し翌1月に同工場で働 いていた契約社員が逮捕された事件は、まだ皆さんの記 憶に新しい事件だと思います。まさか中国で起きた事と 同様な事件が日本でも起こるとは想像もしていなかった と言う報道が多く流れました。

その後に食品製造の業界を対象に開かれた多くのセミ ナーのテーマを見て筆者が驚いた事は、「事件の再発を防 ぐための労使関係」に関する講演が多かった事と、具体 的なセキュリティ設計についての解説では「監視カメラ の設置しについてしか対応策の説明が無い事でした。

当然このような流れであれば、受講した各社から「監 視を前提にした労使関係の維持しについて、不安と質問 が出ることは予想された流れであり、だからこそ日常か らの信頼関係の醸成が事件の予防策として大変重要な テーマであるとの主催者側の説明となるのでしょう。

#### 業界変れば

しかし筆者が過去に環境対策について相談を受けて食 品製造の現場を見て回った時に、各社各現場について共 通に思った事、それは「この業界では食の安全の為の製 品管理は出来ていても、人に対するセキュリティ管理の 概念がほとんど無い」との印象でした。

今やどんなに小さな会社でも ISMS や個人情報管理、 オフィスセキュリティマーク等、企業のセキュリティ管 理はかなりのレベルで実践され、オフィスビルにおける 物理的なセキュリティ設計は、各室別に管理レベルが整 理され、PDCA が回る管理が行われている事例はあたり まえに見られるようになりました。

その一方で食品製造の現場では一旦建物にさえ入って しまえば、室毎にセキュリティレベルが設定され、エリ アと時間帯と人を識別管理できる入退室管理システムが 稼動している現場を見た事がありません。

以前本誌の2009年8月号にセキュリティ設計につい て書きましたが、そもそも電子錠システムにも様々な物 があり、IC チップをかざすだけで扉を開けるだけの機能 しかない、最も単純な住宅の玄関錠等として使うタイプ

から、予め登録した「通行して良い人」について、業務上「通 行して良い日」の、「通行して良い時間帯」にだけしか扉 が開かないシステムや、入退室の差分から常に在室者管 理を行うものや、許可された日時以外に通行しようとやっ て来た人を「通行拒否履歴」として該当者を特定するも の等、様々な機能があります。

私が以前勤めていた企業で 1 万ゲート以上の IC カー ド錠を全国の重要建物に導入した時に、各支店の総務部 長から何度も同じ質問を受けました。それは「このよう なシステムを入れる事を組合に何と説明したら良いので すか、労務管理の強化だと言われたら何と答えたら良い のでしょうか。」との内容です。

これに対して私が答えた事は「入るべき人が、入るべ き時間帯にだけ入れるシステムが無ければ、もし事件事 故が起きた時に全社員を疑うところから始めなくてはな らない。しかしこのシステムがあれば大半の善良な社員 をそもそも疑わずに済むのです。その上でたまたま事件・ 事故の関連の時間帯に通過した社員についてだけは、そ の捜査に協力していただく事になるが、この範囲であれ ば是非協力をお願いしたい。企業を取り巻く犯罪の9割 以上は社員及び関係者が関与しているとのデータがある 事から、これは大半の善良な社員を守るためのシステム ですと回答してください。」と伝え、その結果この IC カー ド錠導入に当たり、労働組合ともめた事例は全国で一件 も有りませんでした。

この時の経験から今回の食品製造業界で事件後に起き た事は、管理責任者はそもそも鍵を掛けるべき所、管理 すべきエリアを施錠し、通行履歴の管理を行い、これに より守るべき対象に対して守るべき対策を行っている事 を社員に対して明確に示し、その上でコミュニケーショ ンの大切さを説く手順でなければならず、具体的な施錠 管理の手法以前に社員とのコミュニケーションを論ずる 事に対して大変な違和感を覚えました。

他の業界でこのような解説は聞いたことがありません し、一般のオフィスビルでも通用しないアプローチでは ないでしょうか。



#### そして現在

その後に全国でこのテーマに関する様々な講演が行わ れるようになると、FSSC 22000 等の国際基準として のフードディフェンスに対する具体的な取り組みについ て解説が行われるようになり、管理システムの全体像と PDCA を回す為の取り組みについては、各社とも既にお 馴染みの ISO への取り組みと同じく、体系的に学び実行 管理の実践がなければならない内容となっています。

しかしここでまだ問題なのは、具体的なセキュリティ システム導入事例の紹介内容です。

各種の「IC 錠や監視カメラシステムとの連携でこのよ うな管理が行えるようになりました。」との報告となって いるのが通例ですが、それは管理システムのメニュー紹 介であり、物理的な進入・破壊に対するガードレベルが どの様に向上したのか全く不明です。

2009 年8月号にも書きましたが、IC 錠のシステムで はなく、単に合鍵だけの管理であれば1,2本の合鍵の貸 し出し管理だけで安全が担保されていたとします。それ を IC 錠システムに代えて通行に必要な社員と関係者全員 に IC チップを渡したとしましょう。この状態では合鍵を ばら撒いただけであり、鍵を取りにいかなくても良いの で通行が楽になっただけです。つまり何らセキュリティ が向上した事にはなりません。そこで通行履歴管理や監 視力メラの併用が必要となるまでは各社の説明のとおり です。

しかしここで抜けていることは、この IC チップで解錠 させている「電子錠・電気錠」にも強弱様々な特色や機 能があり、所詮現場に設置されている錠からは「接点信号」 しか送られてこない訳ですから、この接点信号が錠本体 の何処から取られているのか、何点取られているのかで 管理機能の精度に差が出てしまう事についてまで解説し ている物はほとんどありません。

#### 具体的な対応策-1

それでは具体的にセキュリティ設計の手法を改めて解 説します。まず「監視カメラ」と「錠」の違いは、錠は 予防対策の手段だが、カメラで予防は出来ないので、監 視力メラはあくまでも補助手段でしかありえないとの認 識です。

この為まず考えなければいけない事は、建物内の室別

セキュリティ管理レベルの区分けと、その重要度に応じ た施錠管理システムの選定、更にハードの電気錠とそれ をコントロールする電気錠管理システムの組み合わせが 物理的な安全基準を決定するとの認識です。つまり弱い 錠を選べば簡単に破られ、強い錠は破られないと言う単 純な理屈です。

次に「錠」の選定についてですが、今回のテーマでは 電気式に施解錠する物に限って解説します。一般に電気 錠、電子錠等と呼ばれる錠にも多くの種類があり、基本 は自動錠つまり扉が閉まると自動的に施錠状態となるタ イプの錠について、通電保持タイプか瞬時通電タイプに 分かれ、通電保持タイプについては更に通電時施錠か通 電時解錠のタイプに分かれますので、その室の用途と緊 急時への対応や信頼性によりこの使い分けを行います。

更には錠が持つ接点監視機能として、施錠状態を検出 する事だけでは無く、扉が枠にはまっている事を検出し、 更に錠が閉まっている事を検出しなければ、扉が開いて いてデッドボルトが出ているだけかもしれませんので、 錠側の接点だけではなく、扉枠の受け側の接点監視も必 要な場合があります。また管理すべき扉が直接外部に面 している場合は、耐水性能の問題から電気錠ではなく、 電磁受けとすべき事例も出てきますし、緊急時の脱出に ついては非常錠との組み合わせも必要となります。

これらの機能を確定した上で、本当にそこを通行した 人物が本人であったのかの確認手段として、監視カメラ を使うと考えるべきです。所詮カメラには死角がありま す。

#### 具体的な対応策-2

次に電気錠管理システムの選定ですが、ここでまた落 とし穴が待っています。どんなに強力で優秀な管理機能 を備えていても、そもそも誰が何処でその端末を操作し、 通行許可を誰に与えるかの「登録管理業務」が最も重要 なセキュリティ管理そのものとなります。

初めに書いたとおり「企業を取り巻く犯罪の9割以上 は社員及び関係者」である以上、偽の通行許可登録が行 われた場合には、犯罪を防ぎ様がありませんので、この 許可登録を現地ではなく本社で管理するなどの、遠隔操 作が可能なシステムの選定や、BCP の観点から災害時の 駆け付け解錠、緊急時の特別通行許可者への対応等、様々

な場面を想定した機能を確認する必要があります。

食品製造の現場では非接触の IC カード錠が基本となる でしょう。入室と退室のログを比較して在室者を特定で きる機能は多いですが、最重要室にあっては相互監視を 目的に1名だけでの入室を認めず、必ず2名同時の入室 でなければ解錠しないシステムや、緊急時にはカードを 持たない権限者に対し一回きりの使い捨て暗証番号で解 錠するシステム等もありますので、様々な運用場面の想 定に対して対応可能なシステム選定を行う必要がありま す。

#### 具体的な対応策-3

最近のスマートビルでは BEMS や BAS の導入で様々 なエネルギー管理システムと入退室管理システムが連携 し、玄関、エレベーター、居室の順に社員が通過した履 歴を基に、その社員の座席の上の天井照明と空調を連動 させ、更にその社員のパソコンのアクセス管理まで連動 させる事例も出てきています。

海外の事例では Tridium 社(米国 Honeywellの 100%子会社)が販売するビルディングオートメーショ ンシステム (BAS) の Niagara は、これまでのビル自 動制御の枠を超え、様々な通信システムから PC 関連シ

ステム等の 400 以上のプロトコルに対応し、これらを 統合した連動管理を自動で行うビルが既に出現していま

食品工場に於いても空調や照明のエネルギー管理とセ キュリティシステムの連携は、これから重要なテーマと なるでしょう。

#### 現状の課題

実際のシステム導入に当たって建築設計の現場では、 錠の選定は意匠担当、電気錠管理システムの選定と BAS の選定は電気設備担当が行い、クライアントとの打ち合 わせで最終的にシステムが決められます。

しかし、錠や管理システムのカタログを見て機能の説 明はできても、ピンタンブラー錠とレバータンブラー錠 の使い分けや箱錠で良いか面付け錠とすべきか、更にク ライアントの要求内容によってはあえて電気錠にしない 方が良い場合なども含めて、カタログに記載されている 機能以前の、一貫したセキュリティ設計思想に基づく導 線計画からセキュリティ区画設計、更に採用する機器の 選定までをトータルで計画できる人材が不足しているの が実態です。

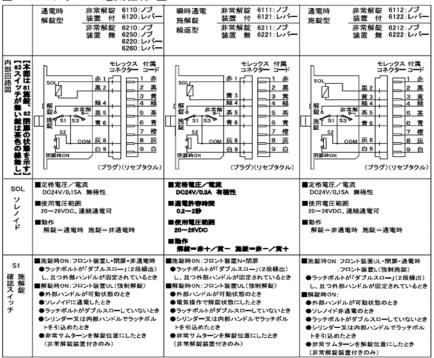
冒頭の「あの後に起きたこと」で書いたことの原因も、 実はここにあるのかもしれません。

> 設計側のコンサル能力に差が有る 以上、発注者側の自衛手段としては 発注内容に対する必要機能を明文化 し、性能発注が可能なように自社の 「建物セキュリティ管理基準」を事 前に作成すべきでしょう。

> これにより、その後発注される工 事において、例え設計・工事会社が 以前と違っても、管理レベルやシス テムの機能が一定基準で維持される 事が可能になります。

> 最後に、どんなに優秀なシステム が出てきても、定期的に PDCA を 回し、常に新たな脅威に備える事が 事業継続への大切な課題です。

#### ■ 6000シリーズ 電気仕様 ■



堀商店電気錠仕様の参考例